

健康福祉委員会資料

(健康福祉局関係)

1 令和3年第2回定例会提出予定議案の説明

(3) 議案第88号 川崎市指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営の
基準等に関する条例の一部を改正する条例の制定につ
いて

資料1 議案第88号 川崎市指定障害児入所施設等の人員、設備及び運
営の基準等に関する条例の一部を改正する条例の
制定について

資料2 新旧対照表

令和3年5月26日

健康福祉局

議案第 88 号 川崎市指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営
の基準等に関する条例の一部を改正する条例の制定
について

1 条例改正の背景

児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準の一部改正（令和 3 年厚生労働省令第 55 号）

2 条例の主な改正内容

- (1) 上記 1 に伴い、指定障害児入所施設等の設置者及び従業者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、書面で行うことが規定されている、又は想定されるものについては、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録により行うことができることとするもの
- (2) 上記 1 に伴い、指定障害児入所施設等の設置者及び従業者は、交付、説明、同意その他これらに類するもののうち、書面で行うことが規定されている、又は想定されるものについては、書面に代えて、電磁的方法によることができることとするもの

3 施行期日

令和 3 年 7 月 1 日

川崎市指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>○川崎市指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例 平成24年12月14日条例第55号</p>	<p>○川崎市指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例 平成24年12月14日条例第55号</p>
目次	目次
第1章 総則（第1条～第4条）	第1章 総則（第1条～第4条）
第2章 指定福祉型障害児入所施設	第2章 指定福祉型障害児入所施設
第1節 人員に関する基準（第5条）	第1節 人員に関する基準（第5条）
第2節 設備に関する基準（第6条）	第2節 設備に関する基準（第6条）
第3節 運営に関する基準（第7条～第53条）	第3節 運営に関する基準（第7条～第53条）
第3章 指定医療型障害児入所施設	第3章 指定医療型障害児入所施設
第1節 人員に関する基準（第54条）	第1節 人員に関する基準（第54条）
第2節 設備に関する基準（第55条）	第2節 設備に関する基準（第55条）
第3節 運営に関する基準（第56条～第59条）	第3節 運営に関する基準（第56条～第59条）
<u>第4章 雑則（第60条）</u>	
附則	附則
<u>第4章 雑則</u>	<u>（新設）</u>
<u>（電磁的記録等）</u>	
<u>第60条 指定障害児入所施設等の設置者及び従業者は、作成、保存その他こ</u>	<u>（新設）</u>
<u>れらに類するもののうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている、又は想定されるもの（第11条（前条において準用する場合を含む。）、第15条第1項（前条において準用する場合を含む。）及び次項に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）によ</u>	

改正後	改正前
<p><u>り行うことができる。</u></p> <p><u>2 指定障害児入所施設等の設置者及び従業者は、交付、説明、同意その他これらに類するもの（以下「交付等」という。）のうち、この条例の規定において書面で行うことが規定されている、又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、当該交付等の相手方が障害児又は入所給付決定保護者である場合には当該障害児又は当該入所給付決定保護者に係る障害児の障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ、書面に代えて、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他の知覚によって認識することができない方法をいう。）によることができる。</u></p>	